

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK2021003
H0013
H0082
SK2021006
SK2021004

③施設名等

名 称：	小規模児童養護施設 楓
施設長氏名：	伊藤 裕司
定 員：	6 名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	
T E L：	0 1 4 3 - 2 2 - 8 2 8 2
U R L：	http://www5.plala.or.jp/gensen
【施設の概要】	
開設年月日	2004年5月30日
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人室蘭言泉学園
職員数 常勤職員：	2 名
職員数 非常勤職員：	4 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（イ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（ウ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（エ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	3 室
施設設備の概要（イ）設備等：	居間・浴室・
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念

- 一人ひとりの個性を尊重し、心豊かで穏やかな成長を願い自立支援します。
- 子どもの権利擁護と養育に努めます。

基本方針

- 子どもの権利を守り、子どもの意向や意見を尊重した支援をします。
- 家庭的な養育環境において、一人ひとりが安全で安心した生活が送れるよう支援します。
- 子どもの個性や能力を大切にし、個別化した対応の中で個々のニーズを受け止め、自立に向けての支援を行います。
- 保護者と連携した援助を行い、親子再構築の支援を行います。
- 地域と協働して子育て支援に取り組みます。

⑤施設の特徴的な取組

児童養護施設に於ける、小規模化及び家庭的養護の推進。学園独自の奨学金制度を立ち上げ大学等の進学率の向上を図り、子どもの貧困問題の改善に努める。高校等卒業後の社会自立に向けてのアフターケアの充実。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024（令和6）年6月7日
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025（令和7）年3月1日
前回の受審時期（評価結果確定年度）	2021（令和3）年度

⑦総評

<評価の高い点> 1、「それぞれの分園ケアの特色を活かして」 子どものグループホームは、築年数の違いはあっても、戸建ての家屋を利用しています。限られたスペースを突っ張り棒等で整理整頓しており、棚は手製の布で覆って家庭的な雰囲気になっています。ホームによっては、月まとめではなく個々の誕生日にお祝い会があり、手洗い場のタオルが入居児童の枚数分、掛けられていたところもあります。入居している子どもの特性を捉えて、日課や当番等の時間が一目でわかるように視覚化して掲示しています。生活の決まりごとは、ホーム内の子どもで話し合って、些細なことは職員の裁量で柔軟に対処しています。 記録や面談からは、職員が支援のバランスを模索しながら見守る姿勢が伝わり、子どもの伸びやかな生活につながっています。真摯に悩みながらの実践と環境作りが、分園の特色を活かしています。 2、「子ども理解に向けた支援」 施設では、養育・支援において、子どもと向き合い、受け止めることを基本としています。その一環として、職員が個別に関わる「スペシャルタイム」を設け、自分が「大切にされている」と実感できるようにしています。 支援経過記録や重点支援計画書を基に、重点生活支援経過書を作成し、日々の変化を記録しています。これらは職員会議で共有され、多面的に子どもを捉えられるツールにもなっています。 子どもが抱えざるを得なかった課題に向きあうために、育成歴を含めた「子ども理解」が支援者の質を高めています。 3、「関係機関との連携体制」 学校とは連絡ノートや電話を活用し、子どもの様子を共有するとともに、課題だけでなく強みや長所を伝え合い、本人の自己肯定感の向上に努めています。特別支援学級や支援校とは入所中から福祉事業所とつながり、円滑なアフターケアにもなっています。 児童精神科に通院する際には担当職員が同行し、主治医に日頃の様子を伝えることで、服薬に関する指導、支援方法についての助言を受けています。 児童相談所とは情報を共有しながら、一人ひとりの選択肢を考えています。 関係機関のリストを作成し、職員室で管理することで、担当者だけでなく他の職員も活用できるようにしています。 2024（令和6）年度から創設された社会的養護支援拠点事業所とも連携を進めた支援を強化しています。 このように、子どもの支援を充実させるために、様々な機関と連携の体制が取られています。 4、「自立支援計画の作成を通した子どもの成長の記録」 支援経過記録には、子どもの変化や日々の出来事が個別に書かれており、これを基に月末に「個別重点月間集約表」を作成しています。その後、ブロック毎に「重点生活支援計画書」へまとめ、自立支援計画となります。 自立支援計画の作成時には、本人の意向を聞き取り、作成後に目標について説明しています。また、学校や医療機関、保護者からの意見も計画に反映させます。学校とは日常的に連絡ノートを交わし、子どもの努力や成長を記録し、緊急時には電話で状況を共有しています。更に、学校での様子をまとめた文書が提供されるため、より具体的な計画策定が可能です。 自立支援会議には、ブロック外の職員も参加し、策定後はすべての職員が自立支援計画書を閲覧できます。職員は、個々に綿密な記録を取り、課題だけではない成長や強みを明確にすることで、より実効性の高い自立支援計画を作成します。目標に対しての定期的な再評価は、子どもの成長の記録そのものとなっています。 <質の向上のために求められる点> 1、「本園と離れた分園との相互連携」 わかずぎ学園では、社会的養護の新ビジョンが平成29年8月に出される以前に小規模ケアとして進められてきました。本園から数百メートル離れて、平成19年4月1日より小規模ケア「桜」、平成16年5月30日より地域小規模児童養護施設「楓」が始まっています。室蘭市から約70キロメートル離れた苫小牧市に平成28年4月1日「鈴蘭」、平成31年4月1日「はまなす」が始まっています。 このように、計画的な小規模ケアを推進してきましたが、18年前よりも、子どもの個性が高くなり特性に応じたきめ細やかな支援が求められるようになってきました。世界的なコロナ禍を挟んだこともあり、ホーム間の交流が乏しくなっています。社会的養護の新ビジョンは、ホームでの小規模ケアが範ともなる実践です。先行したホームでの支援を、後続するホームが受け継いで今日まで実践してきました。本園もユニット化が計画されホームが抱えた課題に直面するかもしれません。 こうしたことを踏まえて、職員研修には、分園同士と本園も交えて共に研鑽すべき内容と機会を持つことが期待されます。また、介助員等の非正規職員も学べる時間を設けて、支援者全体の質を上げることが期待されます。 2、「児童養護施設としてのビジョンを明確にした事業計画の策定」 「アクションプラン」は法人の単年度事業計画として位置付けられています。しかし、「アクションプラン2024」には児童養護施設に関する具体的な記述がありません。「第5次中期事業計画」に簡潔にまとめられているのみです。 単年度事業報告には子どもの利用状況の記載はあるものの、社会的養護推進計画との連動を読み取ることは困難です。そのため、今後は法人全体の事業計画に位置付けるだけでなく、児童養護施設独自の事業計画を策定することが期待されます。 2024（令和6）年には社会的養護自立支援拠点事業が創設され、措置延長や措置継続の制度が利用しやすくなるなど、国の施策も変化しています。例えば、高校を中退した子どもへの就労支援は措置継続の対象となり、奨学金制度の拡充により進学時に措置延長を活用できます。 これらの制度の変化を踏まえ、子どもの利益を最大限に考慮した選択肢を事業計画に反映させていくことが期待されます。

3、「性に関する教育」

施設では、年齢に応じた身体的な距離感を適切に持てない子どもに対し、特定の職員により、相手の気持ちを考えることなどを教えています。また、集団生活での年長児から年少児への性的な加害・被害を防ぐため、年齢や性別に分けた活動を行っています。

学校との連携においては、全体的な性教育の実施はないものの、個別に課題を抱える子どもについては、情報を共有しながら支援を進めています。

今後は、外部研修として「暴力防止のための予防プログラム」を取り入れて、子どもと職員の双方で学ぶ意向が示されました。助産師や保健師による講習等により、性をめぐる諸課題について正しい理解につなげていくことが期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は小規模施設4ヵ所も含めた施設の運営に関して多岐にわたって評価を頂き、ありがとうございます。「性に関する教育」など前回の評価を受けてから十分に改善されていないところは反省し、職員間で共有しながら具体的な支援の改善・見直しを行っています。今後も子どもたちの利益を考慮した支援が行えるように改善に努めていきたいと考えております。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
ホームページには、法人全体の4つの基本理念と10の支援に関わる基本姿勢が掲載されている。「わかすぎ学園」のパンフレットには、5つの基本方針や目的が記載され、職員には会議等で理解を求めている。しかし、子どもや保護者への周知は十分ではない。今後は、保護者への文書発送時に理念や基本方針を周知する工夫を行い、ホームページ上で「わかすぎ学園」の理念や基本方針を明確に伝えることが期待される。		

2 経営状況の把握

（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
児童養護施設全体の動向は、「全国児童養護施設協議会」や「北海道児童養護施設協議会」からの情報を基に把握している。「要保護児童対策地域協議会」に参加し、地域の状況を把握している。「室蘭児童相談所」の月1回の定例会議には、里親支援専門相談員が参加し、児童家庭支援センターとの情報交換を行っている。また、法人単位で毎月実施される「企画調整会議」では、施設を必要とする子どもの推移や支援のコスト分析を行っている。		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
ケアニーズに応じた養育・支援のために、施設内ユニットを進めている。職員の新規確保を含めた職員体制の課題には、法人の四役会を中心に共有・検討しながら進めている。施設内の「データステーション」システムを構築し、職員が事業計画や経営課題、各会議録を随時閲覧できる環境を整備した。		

3 事業計画の策定

（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a

第5次中期事業計画（令和5年度～7年度）が策定されている。「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた整備方針には、数値目標や経営環境の分析結果を踏まえた社会的養護推進計画が含まれている。現在、第5次中期事業計画の修正・見直しを進めるとともに、第6次中期事業計画策定に向けた審議が四役を中心に始まっている。2029（令和11）年には本体施設を新築し、定数16名（4人生活単位×4ユニット）とし、個別対応の支援を強化する計画である。		
	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
「アクションプラン2024」は法人の単年度事業計画であるが、児童養護施設に関する記述はなく、第5次中期事業計画に簡易にまとめられている。単年度報告には子どもの利用状況数が記載されているが、国の社会的養護推進計画との連動が不明確である。社会的養護自立支援拠点事業の創設や奨学金制度の拡充により、措置延長や措置継続が利用しやすくなった。今後は、奨学金制度の拡充により進学できる可能性が広がった場合の措置延長の利用等を単年度計画に盛り込むことに期待したい。		
（2） 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画は、施設内ネット環境「データステーション」を通じて、職員が各自のパソコンからいつでも閲覧できる状態にある。また、法人内の事業所から公募した職員が事業計画に関与できる。予算書・決算書・各種会議録なども随時、閲覧可能である。しかし、「わかすぎ学園」単体の事業計画がないため、多くの職員が事業計画の内容を十分に理解し、意見を発信することが難しい。このため第一には、施設単体の事業計画を策定すること、第二には、職員が参画できるように意見を集約・反映しながら計画の評価・見直しができる体制が期待される。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
事業計画については、行事や施設整備を中心に、職員が子どもに説明している。保護者には、法人の広報紙「いずみ」や「わかすぎ便り」を送付し、連絡を行っている。しかし、本体施設が直接連絡を取れる家庭は少なく、多くの家庭との必要な連絡は児童相談所が介入している。年に1度の保護者懇談会を企画しているが、例年、参加者はいないので文書で必要事項を送付している。事業計画の周知は、児童養護施設の理解を促すことにつながる。今後は、保護者に送付する文書に事業計画の説明書を同封することが期待される。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
法人の「部門重点運営項目」を使用して、組織的に養育・支援の見直し・検討をしている。但し、自己評価を基にして課題を抽出し、職員間で課題の共有を図り、結果を分析して検討するまでには至っていない。職員が一人で課題を抱え込むことは、職場内の孤立に繋がる。今後は、自己評価を形骸化しないためにも、組織的なPDCAサイクルを継続して実施していくことに期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
課題は、予算を踏まえて優先順位を明確にし、設備の改善・人員配置への配慮が必要である。毎年の自己評価を形骸化せず、組織的に課題を抽出し、職員全体で課題を共有化して、職員参画のもとに改善に向けた計画を策定することに期待したい。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

（1） 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

施設長は、法人内の「企画調整会議」、人事・人事考課・研修支援・福利厚生・中期事業計画の審議と策定、むろげんまつり等、法人単位での様々な検討の場に参加し、必要な事柄は職員へ直ぐに伝えている。法人内において、常務理事、総合施設長、「わかすぎ学園」の施設長、苫小牧養育センター「はまなす」・地域小規模児童養護施設「鈴蘭」まで含めた施設長を兼務している。令和6年度から始まった、北海道児童養護施設協議会による「子ども意見表明等支援事業(子どもアドボカシー)」には、発議より賛同、率先して子ども・職員への説明会を開始した。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
遵守すべき法令等は、主に全国児童養護施設協議会や北海道児童養護施設協議会から入手している。北海道や室蘭市からも通知等で受け取っている。法人として、法令の理解を深めるための研修・勉強会がある。被措置児童虐待の届出・通告の制度(児童福祉法33条)に関しては、「サービス検討委員会」で、周知方法の検討を始めている。今後は、児童養護施設としての必要とされる法令等を整理し、職員全体で理解を深める体制に期待したい。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
子どもの養育・支援については、職員が日常的に子どもの支援について話し合う体制をとっている。子どもの詳細な記録を作成し、重点課題を共有しながらブロック会議や職員会議で支援方法の評価と見直しを行わせている。北海道児童養護施設協議会が推進する「意見表明等支援制度」には導入前から参加し、職員の理解を深められるように進めている。今後は、多機能化・小規模化に必要な人員や設備など、体制整備が期待される。		
【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、法人全体の中期事業計画策定やアクションプランの策定、評価に参加し、現状の経営状態を把握している。ユニット化・多機能化に向けた人員配置や、将来を見据えたコストバランス等を職員全体へ伝えている。残業を減らすために、小規模ケアのグループホームの日中時間帯のパート職員を増やすなど、現状に応じて体制を整えている。小規模ケアは全部で4棟あり、全てに行き渡るように更なる指導力が期待される。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
ユニット化・多機能化に向けた職員の具体的な人数等の計画はあるが、人材確保に苦慮している。管理者はハローワークの説明会へ出向き、法人のホームページには「職員採用のご案内」を掲載している。実習生には、児童養護施設で働く魅力について説明しているが、夜間勤務に地域性などが加わり、採用に繋がりにくい。新卒採用は、試用期間がなく正規雇用とする等、人材確保のため法人全体での動きが始まっている。今後の人材確保に期待したい。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
職員は自己点検表を用いて行動評価し、施設長は自己点検表を基に人事考課表を用いて、上半期と下半期に面談をしている。年度毎に「個別計画・評価表」へ研修や目標を記入して、具体的な研修の計画とスケジュールを立て、年度末に評価している。施設長は、面談で職員の意向、希望を聞き取っている。しかし、意向・希望に該当するキャリアパスの基準がない。今後は、職員の意欲と仕事の動機づけに繋がるキャリアパス基準を明確にすることに期待したい。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b

法人の計画「アクションプラン」の福利厚生に則り、働きやすい職場づくりを検討し、職員からのアンケートを取って反映させている。年に1度「配属先希望制度」を使って、職員からの意向を聞いている。人事考課の面談時には、メンタルヘルスについても確認している。近年は様々な対応を求められる労働環境となっている。今後の働きやすい職場づくりとして、各種ハラスメント対応窓口の周知と研修にも期待したい。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
職員は人事考課の自己点検表を活用し、自身の振り返りを行い、現状の把握と今後の方向性を考える機会を得ている。また、人事考課の面談を通じて、今後の目標や組織として求められる役割を認識している。更に、年度毎に「個別計画・評価表」を作成し、必要な研修や目標を明確にした研修を実施している。年度末にはその評価を行い、職員の育成に役立てている。但し、これらは正規職員に対しての育成であり、非正規職員は含まれていない。今後は、パート・臨時等、それぞれの職務に応じた育成にも期待したい。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
法人「研修制度」に、基本的な考え方と研修マニュアルを掲載している。OJT（職場内訓練）の体制が研修の基本であることが明記されている。「個別計画・評価表」を職員個々で記入し、評価を行っている。事業計画で報告される研修は、施設内研修が1回、派遣（外部）研修が8回となっている。外部研修は、職員会議で報告しているが、受け身になりやすい。このため、必要な教育・研修が適切に実施されているかの検討を踏まえて、グループワーク等の参加型の研修を実施する等、主体的な研修にも期待したい。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
個別研修計画作成時に職員から意向を聞き計画に反映し、階層別の研修を行っている。研修マニュアルの中に「OJTは、管理者や指導的職員にとって”本来業務”である」と記載して、上職によるスーパービジョンを位置づけている。教育・研修等の機会が職員個々に行きわたるためには、夜間介助職員やパート職員に対するOJTや研修体制も整備することに期待したい。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
実習生受入れは、職員会議で周知され、子どもへは各ブロックでの説明と、夕食時に全体に向けて紹介している。実習生には「実習のしおり」で、同性支援であること等の注意事項を説明している。子どもの中には、実習生に対して拒否感がある場合もあり、実習生には対応方法について口頭説明している。今後、「実習生の受入れマニュアル」を見直す際には、事業所として実習生を受け入れる社会的責務としての基本姿勢を明文化することを期待したい。また、口頭で済ましている受け入れ対応をマニュアルに書面化することにも期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
児童養護施設は、法人のホームページの養護事業部門に掲載されている。「情報公開」欄に「苦情処理結果」が件数として公開され、同様に「事業報告書」にも、苦情解決の状況として件数が乗っている。第三者評価結果が掲載され、ホームページには、事業報告の時期に合わせて更新されている。更に運営の透明性を確保するには、児童養護施設としてのホームページを充実させて、第三者評価受審後の改善や対応の状況、子どもの相談・意見・要望への対応を公開していくことに期待したい。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b

法人「アクションプラン」にガバナンスの強化を掲げ、新たに「PDCA数値化研究委員会」を設置して、「アクションプラン2023の取組と結果」というタイトルで、ホームページに結果の詳細が掲載されている。2021年度より法人の内部監査人を増員して適正な運営に努めている。更に、公正かつ透明性の高さを示すためには、外部の専門家による監査支援等を実施することに期待したい。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
地域の交通安全啓発運動は法人をあげて行っている。交通安全のポスター作り・街頭でのティッシュ配り・旗振り等を行っている。「母恋神社祭」への参加の他、施設の体育館を会場とした町内の子どもを対象とした映画上映など、施設は積極的に地域との交流の場を提供している。これらの行事・催事により、子どもと地域住民のつながりが広がり、社会との関わりを促進している。		
【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
学習ボランティアの利用希望を子どもへ募り、受け入れている。利用回数は子どものペースに合わせ、マンツーマンで実施している。子どもは楽しみにしており、成績向上につながっている。学習ボランティアへは、事前説明で子どもの特性や配慮すべき事項や、避けてほしい話題を伝えている。日程の周知は、職員室の引き継ぎ簿と学習ボランティア用のホワイトボードに掲示している。利用している子どもへは、口頭と書面を机に貼って伝えている。但し、他の子どもや保護者には周知をしていない。ボランティアの受入記録や受入れマニュアルはなく、今後は、基本姿勢を明確にしたマニュアルの作成が望まれる。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
学校・医療機関・児童相談所とは、ケアカンファレンスを通して密接な関わりがある。特別支援学級・支援校との関連から、福祉事業所との繋がりがある。入所中に連携している関係機関やアフターケアでの繋がりがある事業所等がリスト化され、職員室で管理している。2025（令和6）年度から創設された社会的養護支援拠点事業所とは、連携を図りながら子どもを支えようとしている。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
要保護児童対策協議会には、家庭支援専門相談員でもある課長が児童養護施設として出席している。室蘭児童相談所との会議には、里親支援専門相談員が出席し、同席している児童家庭支援センター等から室蘭市界隈の養育ニーズを聞き取り、地元的生活課題等の把握をしている。但し、把握したニーズを本評価基準項目27番へ繋ぐまでの取組には至っていない。今後に期待したい。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
災害時には、施設と敷地建物が繋がっている同法人の他施設と共有する体育館が地域の福祉避難所となる。また、法人単位で地域の祭りに出店し、室蘭市除雪ボランティアを行う職員を勤務扱いとする等、地域住民との交流を法人全体で積極的に推進している。今後は、前項目26番で把握したニーズに対応した公益的な活動にも期待したい。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b

職員は初任者研修で、理事長や園長から基本理念の説明を受けている。職員が所持しているサポートマニュアルにも、基本理念の記載がある。2024（令和6）年度から「子ども意見表明等支援事業（子どもアドボカシー）」が始まり、職員と子どもが説明会に参加した。ブロック毎にルールブックがあり、年度初めの子ども自治会「みつばっち」で内容を説明している。但し、「意見表明できる権利」について女子には記載がない。ルールは、基本的生活習慣の習得や、集団生活を円滑にすすめるために必要である。同時に、子どもの権利を制限する可能性もあることを念頭に、「NG（やってはいけないこと）」の視点だけではないルールの在り方を職員で共通理解できるように話し合うことが期待される。

【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
--------	-------------------------------------	---

プライバシーについては、年度初めに、ブロックでの「ルールブック」の説明に合わせて、「子ども達へのプライバシーポリシー」として説明をしている。生活の中では、気になる場面を見つけて注意している。「子ども達へのプライバシーポリシー」の不十分な部分はルールブックで補足している。相部屋では家具などで部屋を仕切る工夫をしているが、プライバシーが守られていないと思っている子どもはいる。今後は、「子ども達へのプライバシーポリシー」を、子どもの理解度や年齢に応じた内容に見直し、生活場面に応じた職員の支援方法としてマニュアル化して、保護者にも理解を促すことに期待したい。

（2） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
--------	---	---

施設のパンフレットには、基本方針、年間行事、日課が掲載されている。パンフレットは、実習生等に渡す以外は職員室におかれ、関係機関への配布はしていない。法人ホームページに養護事業部門「わかすぎ学園」として紹介があるが、施設の年間行事とショートステイの案内のみで、児童養護施設を利用する説明には不十分である。今後は、子どもの養育・支援、生活の紹介等を積極的に情報提供することが期待したい。

【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
--------	--	---

入所が決まった子どもへは、職員が児童相談所の一時保護所へ面会に行っている。入所時には、ルールブックや日課表を使用して、生活に必要な説明をしている。預り金、ワクチンの同意書は児童相談所が行っている。担当職員は、子どもの入所時の不安軽減のために、買い物と一緒にいく等、個別の時間を設けている。但し、養育支援の開始・過程における同意書と施設が定める用紙にもとづいた説明としては十分ではない。今後は、施設内で必要な同意書の検討と、入所時における年齢と特性に応じた分かりやすい説明資料の作成、及び不安軽減のための支援方法の標準化に期待したい。

【コメント】	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
--------	--	---

措置変更や家庭への移行の窓口は、子どもを担当する職員が対応している。子どもはスマホに施設の電話番号を登録し、職員は相談時には連絡するように伝えている。しかし、措置変更や家庭への移行時に、相談窓口の文書を、子どもや保護者へ配布していない。「養育や支援の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書の策定」を継続課題とし行うことが期待される。

（3） 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
--------	---------------------------------------	---

Wi-Fi設置は、子ども自治会「みつばっち」から要望があり設置した。「サービス向上委員会」では、子どもへアンケートを実施し、集計結果は職員会議で報告している。「思い解決シート」は子どもの要望等を職員が聴き取り、経過から解決までを記入している。保護者の満足度の把握は難しく、都度対応となっている。子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けては十分ではない。今後は、子どもアンケートの結果分析や改善を実施し、子どもの満足度の把握方法に工夫を加えて、保護者の意向確認にも期待したい。

（4） 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
法人では、苦情対応規程を策定して、申出から改善報告までの必要な様式を定めている。子どもと保護者向けに、苦情解決審査委員（第三者委員）の連絡先を含め体制を記した書面はある。但し、子どもに分かりやすい掲示はなく、子どもや保護者に対する周知は十分ではない。今後は、子どもと保護者への周知により苦情解決の仕組みが確立することが望まれる。		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
子どもには、自分が相談したりや意見を言ったりしたい時に、職員を選べることを伝えている。自分から意見の表出が難しい子どもについては、ケアカンファレンスや職員会議で共有して、個別に働きかけている。日頃から子どもの様子に注意を払い、話しやすい関係作りに努めている。各ブロックのプレイルームには、意見箱「ドラえもんのポケット」を設置している。このように、子どもが相談や意見を伝えたい時に方法や相手を選べるようになっているが、そのことを子どもに伝えるには十分ではない。今後は、子どもが、複数の相談方法や相談窓口を活用しやすくするために、フロー図などで伝え、保護者へも周知することに期待したい。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
職員は、日頃から子どもの言動の変化を察知し、子どもの話を丁寧に傾聴することを心がけている。子どもへは事前に、相談内容によっては即答できないこともあることを伝えている。即答できない場合は、どのような方法で検討しどのくらいの時間が必要であるかを具体的に説明している。しかし、これらの対応に関するマニュアルやフロー図はない。今後は全ての職員が組織的かつ迅速に対応できる手立てや対応方法を検討し、文書化したものを共有し実践することを期待する。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
リスクマネジメントに関しては、「サービス向上委員会」の事故防止検討委員が中心となり活動している。施設内の階段等の危険個所には、注意喚起のシールを貼り、刃物や処方薬は施錠した部屋で管理している。服薬チェックは、看護師と職員の二重チェックしているがマニュアルはない。ヒヤリハットは職員が毎日確認する引継ぎ簿と会議で共有されている。ヒヤリハットと事故の線引きは、「サービス向上委員会」で検討中である。事故報告フロー図では、重大事故で分岐しているが、何を重大事故とするかは明確ではない。今後は、事故報告フロー図の情報を整理し、マニュアルを策定、職員の共通認識のもとに、子どもの安心安全確保の向上に期待したい。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染者の隔離のため「星空ホーム」を利用し、感染症拡大防止の成果をあげた。「衛生推進委員会」では看護師が中心となり感染症対策をしている。「衛生マニュアル」は、様々な感染症についての理解と対応についてまとめられている。2024（令和6）年度から実地研修はパートも含め全員が参加している。嘔吐処理キットは2階のみに設置しているため、1階での嘔吐対応も想定して、準備することに期待したい。また、トイレや食堂手洗い場には、ペーパータオル等の設置がない。箸・スプーンのテーブルへの直置きや、食後のデザートの果物の取扱い等、衛生管理面からの配慮と見直しを期待したい。		
【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
土砂災害警戒区域として風水害の避難訓練を実施している。災害時のBC（事業継続計画）P策定や備蓄品一覧が作成されている。備蓄品は栄養士が管理し、近隣の法人グループホームに保管している。BCPに災害用伝言ダイヤルを掲載するなど、安全確保を行えるようにしているが、十分ではない。今後は、災害時の職員の行動基準や子どもへの災害時伝言ダイヤルの掛け方を周知することが期待される。前回受審の改善点「安否確認方法の周知やマニュアル化 避難経路の確認」は、必須の課題である。いつ起こるかわからない災害に備えて実践的な訓練と災害時のBCPの共有が期待される。		

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
施設全体のサポートマニュアルがある。男女別のブロックルールは子どもと作り上げている。しかし、ブロックルールの内容には、プライバシー保護や権利擁護の視点から、支援において配慮すべき内容が記載されていない。職員個々での配慮はあるが、共通ルールとして確立されていないため個人による差異がある。今後は職員の裁量で行われてきた支援において配慮すべき内容を標準的な実施方法として文書化することを期待する。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
ブロックルールは、年度初めに子どもの意見も取り入れ見直し、支援の基としている。年度末の会議で支援内容を見直しており、マニュアルに反映させることもある。しかし、検証や見直しの方法については定めがなく、変更の記録はない。今後は組織的な検証や見直しについて定め、検討議事録やマニュアルとルールの改訂記録を記し、振り返り検証の実施にも期待したい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画は、支援経過記録や個別重点月間集約票、居住ブロックの現状と子どもの記録等を基にして策定している。策定には、本人の意向を聞き、目標の説明をして、学校・医療機関・保護者等からの意見を記載している。学校とは、自立支援計画策定に合わせた文書の他、連絡ノートや電話等で情報共有している。自立支援会議はブロック外の職員も関わり、どの職員も自立支援計画を閲覧できる。このように、自立支援計画策定の体制は確立しているが、取組が十分ではない。今後は、生活支援計画等を活かして、子どもが達成感を持って、目標に向けた動機付けとなるような短期目標の設定に期待したい。		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
自立支援計画の定期的な見直しは、児童相談所への提出に合わせて、年に2回と決まっている。再評価は、日々の支援記録の積み重ねから詳細な記録となっている。また、子どもの長所を伸ばしていく自立支援計画を目指し、褒められる機会が増えるように見直している。但し、詳細な再評価をしているにも関わらず、短期目標は再評価を十分に活かしていない。また、自立支援計画を緊急に変更するための仕組みがない。今後に期待したい。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
職員は、支援経過記録や個別重点月間集約票に纏めている。ブロック会議や職員会議で、家庭支援専門相談員からの保護者の様子や、子どもの状況を共有している。支援会議では、ケースカンファレンスを開き支援の確認と見直しをしている。記録要領はないが、記録文章の表現については、保護者へ開示することを念頭におくことを口頭で指導されている。今後は、職員間で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領を作成して行くことに期待したい。		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
個人情報保護規程については、入職時に職員へ説明がある。その後は学習機会がないために、内容の再確認をする機会はない。「わかずぎ学園だより」では、子どもが特定できるような文章表現は避け、掲載した写真は子どもの顔がわからないように配慮すること等を広報担当者へ引き継いでいる。記録書類の保存と廃棄は管理職が実施し、パソコン内の記録情報は、法人本部が一括管理している。今後は、個人情報保護規定について、職員が遵守するための学習機会を設け、個人情報の取扱いについて、子どもや保護者にも説明することに期待したい。		

内容評価基準（24項目）＊「桜」「楓」「鈴蘭」「はまなす」を同じコメントにしています。

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
【コメント】	① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
子どもの権利保障のために、虐待防止チェックリストを実施している。また、生活支援シートを用いて子どもの要求等を記録し、職員間で共有している。直近では、「子どものアドボケート」を活用し、意見表明支援員が説明会を実施し、スペシャルタイムにつなげるなど、子どもの意見を尊重する流れが作られている。ホーム内には子ども向けの掲示や意見箱が設置されている。掲示物は既成の文章が多く、学齢によっては理解が難しい。基本的な仕組は本園と同様で、ホームでも「お話し会」が行われているが、日常的に目にすることが多い掲示物にもホームによる工夫が期待される。		
【コメント】	① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
「お話し会」や個別対応で具体的な生活場面を用い、子どもが権利について学べる機会を設けるようにしている。子どもが権利を理解し、実生活の中で活用できるようにするためには、日々の生活の中で意識的な関りが求められる。そのため、「権利ノート」を活用し、職員と子どもが共に学べる機会を増やすことが期待される。また、職員の支援の質を維持・向上させるためには、学習会を設け、権利擁護の研修を実施することが期待される。		
【コメント】	① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
ホームにより子どもの年齢層や男女構成が異なっている。ホーム内で、生き立ちを一人が知ると、他の子どもも知りたがる傾向がある。生き立ちは、児童相談所と上職との協議の結果で子どもに伝えることになっている。職員は、事情のある保護者のことを伝えるのに苦慮しており、子どもも保護者も傷つかないような話し方をするように努めている。自分の状況を前向きに受け止め、安定した成長につながるためには、本人の希望に沿って職員と一緒に生き立ちを振り返ったあとのフォローにも期待したい。		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
【コメント】	① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
本園と同様の様々な取組が行われている。同様であることが取組の盲点となって、届出者・通告者の周知については十分ではない。「サービス向上委員会」で検討しているので、今後に期待したい。		
【コメント】	① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
新規に入居した子どもへは、先に生活していた子どもの方が気を使って働きかける様子が見られる。職員だけではないホーム内家族としての不安の軽減が自然に行われている。尚、ホームから他施設への変更や家庭復帰する場合には、本園で使用する引継ぎ文書等を子どもへ渡すことが期待される。		
【コメント】	② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
本園よりは歴史が浅いが、退所して社会人や学生になっている子どもは年々、増えている。ホーム退所者の多くもケアリーバーとして困難を抱えている。ケアリーバーの苦労を聞いて今の子どもに活かすことはリービングケアにつながり、アフターケアにもなる。退所後に安定した社会生活を子どもが送れるように、退所者のホームへの訪問による交流機会等をホームから働きかけることが期待される。		

A－2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b

評価機関が実施する子どもアンケートからは、職員への信頼がうかがえる。但し、個人を特定できないように本園・ホームのデーターを混在させているので、一部、こだわりがあって物事に不信感を持っている場合もある。人員体制がホームによっては十分でない場合がある。職員が気持ちにゆとりをもって個々へ対応できるように勤務体制を見直しが期待される。また、ホームの定員は6名である。職員は、現在、養育・支援している6名の子どもの理解に限られている場合もある。他のホームの支援記録や実践を参照することで、子どもの理解を深めることにも期待したい。		
【コメント】	② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
ホーム毎に生活の決まりを柔軟に運用し、子どもの年齢や状況に応じて対応している。入浴時間やテレビの視聴なども話し合っていて決めている。個室を持つ子どもでも居間で職員と勉強や遊びを共にするなど、日常の関わりが築かれている。小規模ケアならではの、子ども自身が生活を作り出せる環境になるように支援している。		
【コメント】	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
「お話し会」の時間を設けて生活ルールを子ども自身で考えて決められるようにしている。余暇時間は、地域にあるホームらしい自由が感じられる支援となっている。評価機関が実施した「子どもアンケート」からは、子どもが職員にほめられている姿がみられる。記録からは、職員の支援における管理と過干渉、放任・見守りの苦悩が垣間見られた。場面観察は一部に限られた中での印象が子どもの伸びやかさとしたら、職員の養育・支援の日々の振り返りの賜物である。		
【コメント】	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
ホームによっては遊び道具や学習書籍の置く場所にも苦労している様子がうかがえた。一方、ホームによっては、収納や装飾に工夫を凝らして家庭的な雰囲気が心地よかった。小学生から高校生までの学齢が離れていると、居間に一緒に置ける遊具や書籍はないが、個室にはそれぞれに関心のあるコミックやゲームソフト、楽器が整頓されていた。子どもからのパソコンやゲームの要望は多く、話し合いでルールを決めて使用している。また、市内の図書館やプールなどの公共施設を活用し、希望に沿った外出の機会を設けている。市町により制度の運用が違う場合があるが、放課後等デイサービス利用の可能性もある。		
【コメント】	⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
ホームは一軒家を利用し、朝起きて寝るまでの生活が一般家庭に近い流れとなっている。職員は個別の関わりを通じて、子ども一人ひとりに応じた養育・支援を行い、生活習慣の定着を促している。「お話し会」では社会的な常識や規範についても話し合う場が設けられている。現代的な課題として、スマホの使い方には利便性と反面する怖さも教えることにも期待したい。		
(2) 食生活		
【コメント】	① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
ホームによりキッチンの仕様は違うが、子どもも使えるように整理整頓と清潔が保たれている。職員の他に近隣から雇用される介助員により、年齢幅のある男女構成の子どもへ温かい食事が提供されている。お誕生日会は、月1回にまとめないで個別に開かれているホームもある。		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
子どもの特性によっては同じ衣服を連続して着用しようとするのを言葉をかけて着替えるように支援している。中学生以上は自分で洗濯できるよう支援し、片付けが苦手な子どもには整理整頓を促している。職員と一緒に買い物へ行き、自分の好みに合った衣服を選ぶ機会を設け、身だしなみや自己表現の重要性を伝えている。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a

4棟のホームは、それぞれ築年数の違いはあっても、戸建ての個性的な家屋を利用している。限られたスペースを突っ張り棒等で整理整頓してあり、古い棚は手製の布で覆って家庭的な雰囲気になっている。ホームの子どものなかには、評価時の訪問見学を勘違いして私物を全て押し入れにしまって整理してしまっていた。高校生は自室に友人と語り合い、小学生は写真立てや鍵盤ピアノの演奏を見せて聞かせてくれた。元々あった家屋の間取りを利用して子どもがくつろげる居場所となっている。		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
ホームの宿直室に医薬品や子どもの医療ファイルを管理し、必要時に対応できるように整えている。遠方の児童精神科に通う子どもには職員が付き添い、治療に必要な情報を聴き取っている。「衛生管理マニュアル」に基づき、胃腸炎時の対応が夜間介助員にも周知され、市内の医療機関リストを活用し、体調の変化を早期に察知できるようにしている。また、連絡ノートを活用し、職員間で情報共有を行い、支援の継続性を確保している。今後は、本園と連携して、医療や健康に関する研修を実施し、特に歯の健康管理への意識を高めることが期待される。また、心理職の配置が決まったら、ホームにおいても心理・情緒面での支援を強化することが期待される。		
(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
ホームでは、子どもの発達段階に応じた性教育を個別に実施している。男児のみのホームに女子職員のみが配置となっている苦労があり、性教育を前面に出さず、個々に関心を持った生活の場面で自然に話せるよう配慮している。学区はそれぞれ違うが、学年毎に性教育が実施されているが、ホームとの連携は特別には行なわれていない。本園では、「暴力防止のための予防プログラム」等が予定されている。室蘭と苫小牧のそれぞれに離れているが、集合研修に限らずオンラインでの開催も可能である。ホーム職員と子どもも関り、他者の性を尊重する心を育て、性についての正しい知識を得られることが期待される。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
記録からは、きょうだいケンカを始め、子ども間のトラブルは大小尽きない。本来二人対応が望ましい事態であってもホームの職員体制は一人勤務が基本となる。どのような行動上の問題であっても、状況を引きつぐ連携プレイが個々の子どもを育む。奮闘する職員を支える要は、養育支援の援助技術である。職員の支援する心が折れないようにするのは本園と同様である。働き手のメンタルも視野に入れたスーパービジョンに期待したい。		
【コメント】	② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
ホーム毎に、子ども同士の関係性や生活時間の違いを把握した支援を行っている。仲たがいをした子どもには、職員が同じ遊びに誘い、わだかまりの解消を図っている。職員は一人勤務が基本であり、支援の継続性を高めるためにホーム内での情報共有を行っている。今後は、職員研修を基盤とした連携を推進し、「暴力防止のための予防プログラム」の導入を本園と行い、支援の充実を図ることが期待される。		
(8) 心理的ケア		
【コメント】	① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
心理的ケアが必要な子どもには児童相談所に心理プログラムを提出、自立支援計画にも目標として掲げられる。訪問時に心理士がいないことから項目上の心理的ケアは行われないことになる。しかし、社会的養護関係施設である児童養護施設に措置された子どもには心理的ケアが必要である。このことを胸に、毎日の支援に職員はあたっている。募集している心理士を雇用した後は、本園と共に、普段の生活に心理的ケアとして活かせる支援の習得に期待したい。		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
日頃の学習は、小学生であれば職員が居間でみることもあり、通塾もできる。各ホームは住宅街にあり、ホームも福祉施設であることから地域との交流は大切である。近隣住民が子どものボランティア活動をしていた例が他の地域にある。ボランティアの拡充には室蘭市・苫小牧市の社会福祉協議会の登録情報にアクセスすることも考えられるので、今後期待したい。		

【コメント】	② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
担当職員が学校と連携し、多様な進路選択を子どもと話し合っている。問題のある家庭については、児童相談所が保護者の意思を確認しながら支援している。経済的支援では、法人奨学金を活用し、本園と連携して個別に準備する体制があるが、ホームでも奨学金情報を共有し、早期の進路準備を進めることが期待される。令和6年に創設された社会的養護自立支援拠点事業の活用方法を検討し、事業所と連携を強化しながら、子どもに具体的な情報を提供することが期待される。		
【コメント】	③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
学校の職場実習や職場体験を通じて、法人内外の福祉事業所へ就職する場合もある。アルバイト先に適した環境を持つホームもあり、退所後に向けた経験を積む機会となっている。職員は、アルバイトの経験を見守りながら支援し、失敗も含めたフォローを行っている。町内会の清掃活動など、学校以外での社会経験の機会も設けられている。今後は、アルバイトや職場実習の機会を確保し、社会経験を広げるために、社会資源を活用した情報提供や、本園と連携した支援を強化することが期待される。		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
職員は、保護者との交流を維持するため、子どもの様子を手紙や電話で伝える配慮を行っている。面会や外出、一時帰宅は児童相談所と連携し、子どもの変化を把握しながら支援している。ホームは、家族との距離を縮め、交流を増やす目的もあり市外に設置された。面会の回数は増えたが、保護者側に支援が必要な場合があり、他機関と連携している。今後は、家庭支援相談員を中心に支援を強化し、学校行事や地域の情報を積極的に共有しながら、信頼関係の構築を進めることが期待される。		
(11) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
各ホームでは、親子関係の再構築に関する具体的な計画は立てていないが、子どもの要望や保護者の受け入れ状況を児童相談所と協議し、必要に応じた支援を行っている。親子関係の再構築には、定期的な面会を実施し、多方面の情報を基に課題を見立てることが重要であり、児童相談所と密に連携しながら進められる。再統合の可能性のある子どもについては、家庭支援相談員がプログラムを作成し、担当職員と協力して支援を行う。今後は、保護者支援と他機関との連携も含めた具体的な計画を策定し、家庭支援専門相談員が中心となって支援方針を明確にすることが期待される。		